

名張市青少年センター

指定管理者募集要項

令和7年8月

三重県名張市

目 次

第1 施設の概要と管理運営

1. 施設の概要
2. 業務の範囲及び内容
3. 管理の基準
4. 指定管理者の提案による事業
5. 指定の期間
6. 組織に関する事項
7. 経費に関する事項
8. 責任分担に関する事項
9. 賠償責任と保険の加入
10. 物品等の帰属

第2 申請手続

1. 応募資格
2. グループ申請
3. 提出書類
4. 公募に関するスケジュール等

第3 選定

1. 指定管理者の候補者を選定するための審査
2. 選定方法
3. 選定結果の通知等
4. 選定結果の公開
5. 無効又は失格
6. 審査基準
7. 再募集又は再選定

第4 指定及び協定

1. 指定管理者の指定
2. 協定書の締結

第5 その他

1. 配布資料・様式
2. 問い合わせ先

《資料編》別冊

施設の管理状況

- I. 料金収入
- II. 利用・収入実績及び歳出決算額
- III. 管理の現状

名張市青少年センター指定管理者募集要項

名張市では、名張市青少年センター（以下「センター」といいます。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、「名張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」（平成１７年条例第２３号。以下「手続条例」といいます。）及び「名張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」（平成１７年規則第３９号。以下「手続規則」といいます。）、「名張市青少年センターの設置及び管理に関する条例」（平成２１年条例第６号。以下「設置管理条例」といいます。）及び「名張市青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則」（平成２１年規則第９号。以下「設置管理規則」といいます。）に基づき、この要項により指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

センターの管理運営に当たっては、設置管理条例にうたわれている「青少年の健全育成及び文化振興を図るとともに、住民福祉の向上に資する」ことを基本とし、市民の芸術文化活動を支える拠点施設として、公演芸術を通じて文化振興の核となり、多様で優れた文化芸術の鑑賞機会の提供、市民の芸術文化活動への支援、文化の育成、観客の開拓をするとともに、質の高いサービスの提供と管理運営費の縮減等、積極的な事業展開を図ることを運営方針とします。

第１ 施設の概要と管理運営

１．施設の概要

- (１) 施設名 名張市青少年センター
- (２) 所在地 〒５１８－０７２２
三重県名張市松崎町１３２５番地１
- (３) 設置目的
青少年の健全育成及び文化振興を図るとともに、住民福祉の向上に資するために設置
- (４) 施設の概要
- | | |
|------|---|
| 建設 | 昭和５８年１１月２０日開館
平成 ６年 ９月３０日一部増築 |
| 構造 | 鉄筋コンクリート鉄骨造陸屋根４階建 |
| 延床面積 | ２，８６９．４０㎡ |
| 敷地面積 | ３，６２３．９３㎡ |
| 駐車場 | 約１３０台 |
| 施設内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ホール
客席７１４席 ・舞台
間口１４．０ｍ、奥行１３．７ｍ、高さ８．０ｍ ・オーケストラピット
間口１０．２ｍ、奥行３．３７ｍ ・研修室 ・楽屋（１） ・和室 ・リハーサル室 ・楽屋（３） ・音楽練習室 |

2. 業務の範囲及び内容

施設及び設備は、利用者が安全に利用できることを念頭に置き、全ての設備を清潔に保ち、かつ、機能を正常に維持することを基本に、仕様書に基づく適正な管理と保守点検等の維持管理を行うこととします。

(1) 施設利用の許可に関すること

設置管理条例第7条の規定により、センターの利用者に対して利用許可の事務等を行います。

(2) 施設等の利用に係る料金の収受に関すること

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項に定める利用料金制を採用し、利用料金に係る収受、返還の各手続事務を行います。

(3) 施設、附属設備機器等の維持管理及び修繕に関すること

施設、附属設備機器に係る適切な保守点検並びに清掃業務等による維持管理及び修繕を行います。

(4) センター自主事業の企画及び実施に関すること

指定管理者は、芸術文化の振興や施設の利用促進を図るために自主事業を行います。

計画に際しては、事前に市と綿密な調整を行った上で、年間事業の決定を行います。

(5) 市の行政施策との連携

行政財産の目的外使用許可、関係団体への事務所提供、不服申立てに対する決定等地方自治法に規定する市長の権限事務は、市において行います。

指定管理者は、各種文化芸術団体及びサークルとの連携等、市の行政施策を尊重し、これに相反する施策を行うことはできません。特に、文化振興施策が円滑に遂行できるよう協力します。

(6) その他の業務

(1) から (5) までの掲げる業務のほか、設置管理条例、設置管理規則、その他の法令等の規定に従い、センターの管理運営業務全般を行います。

また、芸術文化の振興に資する施策を推進する業務や利用者の利便性及び集客率を高める業務を行います。

(7) 上記業務に付随する業務

市との連絡調整及び事業報告を行います。

3. 管理の基準

(1) 休館日及び利用時間

休館日及び利用時間は次のとおりとしますが、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、変更することができます。（設置管理条例第5条）

ア 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）

イ 休館日 12月29日から翌年1月3日までの日

ウ 利用時間 午前9時から午後10時まで。ただし、ホール又は舞台以外の施設のみを利用する場合は、午前9時から午後5時まで。

(2) 利用許可の制限

設置管理条例第8条に定める場合には、利用の許可ができません。

(3) 利用許可の取消し等

設置管理条例第10条に定める場合には、利用の許可を取り消し、利用の方法を制限し、又は利用の停止を命じることができます。

(4) 原状変更をする場合の協議

指定管理者は、施設の原状を変更する場合は、事前に市との協議が必要です。

(5) 物品の管理

指定管理者は、市の所有する物品を名張市会計規則（平成20年規則第11号）に基づき適正に管理しなければなりません。

(6) 手続の公正の確保と透明性の向上

指定管理者は、名張市行政手続条例（平成13年条例第26号）に準拠し、利用許可等に関する手続について公正の確保と透明性の向上を図るなど、市民の平等な利用を確保す

る管理運営が必要です。また、利用者に対しては、親切かつ丁寧な接遇等のサービスに努めなければなりません。

(7) 管理運営を通じて取得した情報の取扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成16年法第57号）及び関係法令に準拠し、個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じるとともに、当該施設の管理運営に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。また、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様です。

(8) 情報公開

指定管理者は、名張市情報公開条例（令和元年条例第23号）に準拠し、情報公開に関し必要な措置を講じます。

(9) 業務報告に関する事項

指定管理者は、手続条例第9条の規定によって、毎年度終了後、業務報告書を作成し、市長に提出するものとします。

また、市長は指定管理者に対し、定期又は臨時に管理業務に係る業務内容及び経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができます。

(10) 指定の取消し及び管理運営業務の停止に関する事項

市長は、手続条例第11条の規定によって、指定管理者による施設の管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定の取消し又は管理業務の停止を命じることがあります。その場合において、指定管理者に損害が生じて、市はこれにより生ずる損害については、その責めを負いません。

なお、管理運営業務が仕様書に規定した内容を満たしていないと判断した場合も同様とします。

(11) 第三者への業務の委託

指定管理者は、業務の全てを第三者へ委託又は、請け負わせることはできません。業務の一部委託については、事前に市の承認を受けた場合に限り、第三者に委託することができます。

(12) アンケートの実施

指定管理者は、アンケートを実施し、利用者の声を聞いて事務改善を行い、利用者の満足度を高めます。また、内容については市に報告するものとします。

(13) 環境に対する取組

指定管理者は、施設の管理に当たっては、電力、燃料の削減、紙の購入量削減など省エネルギー、省資源に努め、また廃棄物の減量とリサイクルの推進に努めるなど、環境への配慮を行うものとします。

(14) 関係法令等の遵守

指定管理者は、管理運営を行うに当たって、次の関係法令等を遵守するものとします。

- ア 地方自治法他行政関連法規
- イ 労働基準法他労働関連法規
- ウ 手続条例、手続規則
- エ 設置管理条例、設置管理規則
- オ その他関係法令等

(15) その他

ア 指定管理者は、正当な理由がない限り、利用者がセンターを利用することを拒んではなりません（地方自治法第244条第2項）。

イ 指定管理者は、管理業務を行うに当たっては、不当な差別的取扱いをしてはなりません（地方自治法第244条第3項）。

※ その他、管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めるものとします。

4. 指定管理者の提案による事業

(1) 自主事業と独自事業

指定管理者は、施設の利用促進を図るため、施設の設置目的に合致し、かつ、指定管理業務の実施を妨げず、また、この要項に示す条件の範囲内において、提案により自主事業及び独自事業を実施することができ、収入を得ることができます。

事業分類		内容	収支等
本 来 事 業		募集要項、協定、仕様書等で管理運営業務（利便性を高める業務を含める）の範囲内としているもの	指定管理事業収支内
提 案 事 業	自主事業	仕様書＜別記５＞に記載の市が提案する事業で、指定管理者が実施する事業又は業務	指定管理事業収支内 （別途指定管理料の加算はありません。）
	独自事業	仕様書＜別記５＞に記載した以外の事業で、指定管理者が実施する事業又は業務 （例 ホール・楽屋で開催するイベント、教室、講演など）	指定管理事業収支外 （事業者の自己の責任と経費負担により企画、実施する事業）※下記の（２）ウ 参照

（２）事業の実施に当たって

- ア 自主事業又は独自事業の実施に当たっては、事前に市と協議を行い、承認を得た上で実施するものとします。なお、変更がある場合は、あらかじめ市と協議を行うこと。
- イ 自主事業又は独自事業を行う場合の施設の利用については、一般利用者における施設の利用に影響がないよう配慮することとします。
- ウ 独自事業の実施により収入を得た場合は、その収入は指定管理者の自主財源に帰属することになります。なお、独自事業の実施に要する経費（施設等の利用に係る利用料金等を含みます。）は、指定管理者の自主財源によるものとします。

５．指定の期間

令和８年４月１日から令和１１年３月３１日までの３年間とします。

指定の期間は、名張市議会の議決により確定することとなります。

６．組織に関する事項

指定の期間中は、管理運営業務を的確に行うことができるよう、必要な知識及び資格を有する職員（うち、センター長を１名置く）を配置するものとする。併せて、舞台管理に関する専門技術者１名を週４日以上（舞台使用時は必ず）配置すること。

なお、職員の人数等は、適正な管理を行うことを前提に、指定管理者の創意工夫により効率化を図ることを妨げないものとします。

７．経費に関する事項

（１）経費

施設の管理運営に要する経費は、人件費、事務費、管理費（修繕費、光熱水費、保守管理費等）、運営費（出演料、印刷製本費、傭人費等）等で、指定管理者は、次の利用料金、指定管理料等をもって、これら全ての経費を賄うこととなります。

ア 利用料金

本事業では、地方自治法第２４４条の２の規定に基づく「利用料金制」を採用し、施設の利用に係る利用料金は、指定管理者の収入とします。

利用料金の額は、設置管理条例で定める範囲内で、市長の承認を得て指定管理者が定めることとします。なお、市が利用料金を改正した場合は、指定管理料の額について協議するものとします。

イ 事業収入

本来事業及び提案事業の自主事業などの実施により得られた収入は、指定管理者の収入とします。

ウ 指定管理料

市は、本施設の管理運営に必要な経費を利用料金収入等により賄えない分について、指定管理料を支払います。

指定期間中（３年間）の指定管理料の上限額は、各年度３１，２６５，０００円（消費税込）とし、応募の際は、各年度の「収支予算書（別紙様式第３号）」の「市指定管理料収入」欄の金額が、この上限額以内となるように設定してください。

経費積算に用いる消費税及び地方消費税の税率は現行税率（１０％）としてください。ただし、指定管理料は、申請時の収支計画における提案価格を基本としますが、予算の範囲内となるので、その提案価格を下回る場合があります。

具体的な指定管理料の金額及び支払い方法については、協議の上、協定で定めることとします。

指定管理業務を市が示した基準どおりに確実に実施する中で、利用料金収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。

また、利用料金収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合も、原則として補填は行いません。

エ その他の収入等

行政財産目的外使用（自動販売機電気使用料等）による利用料金は、指定管理者の収入になります。

※ 収支計画を作成する際は、別冊《資料編》施設の管理状況の収入・支出実績等を参考にしてください。

（２）管理口座・区分経理

指定管理業務に係る経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理するものとします。

また、指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理も、区分して整理することとします。

８．責任分担に関する事項

指定管理者と市の責任分担は、概ね次のとおりとし、詳細は協定書で定めます。

項 目		市	指定管理者
①施設、設備、備品等の維持管理			○
②利用料金の収入等			○
③利用料金の減免承認			○
④施設等の利用許可等			○
⑤施設等に係る行政財産使用許可		○	
⑥施設の増改築、設備の更新		○	
⑦施設・器具・備品等の修繕	ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合	○	
	イ 補修に係る費用が1件当たり20万円を超えない場合		○
	ウ ア・イ以外の場合（別途協議を必要とします。）	○	
⑧施設等に係る保険の加入（建物に係る火災保険）		○	
⑨利用者等に係る保険の加入（施設管理に係る賠償責任保険）			○
⑩施設利用者への損害	ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合（不適切な維持管理による利用者のけが等）		○
	イ ア以外の場合（別途協議を必要とします。）	○	

⑪第三者への損害	ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等に損害を与えた場合（不適切な管理運営による騒音・振動等の苦情等）		○
	イ ア以外の場合（別途協議を必要とします。）	○	
⑫包括的管理責任		○	

9. 賠償責任と保険の加入

施設の管理運営を行うにあたり、利用者に損害を与えた場合は、市又は指定管理者が賠償責任を負うことになります。指定管理者は、市が加入する「全国市長会市民総合賠償補償保険」の被保険者とみなされるため、当該保険へ別途加入の必要はありません。

ただし、指定管理者の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合や、「独自事業」は上記保険の対象外となるため、保険加入が必要になります。

※市の保険加入状況

（賠償金）

- ・身体賠償・・・ 1 名につき 1 億 5 千万円
1 事故につき 15 億円
- ・財物賠償・・・ 1 事故につき 2 千万円

10. 物品等の帰属

- （1）市は、指定管理者に、現在施設に配備してある市有物品を無償貸与します。ただし、維持管理及びサービス向上のため必要となる物品等については、指定管理者が調達することとします。
- （2）指定管理者が購入又は調達した物品は、指定管理者に帰属します。
- （3）市有物品のうち、備品については備品台帳を備えて管理し、廃棄等については事前に市と協議を行うこととします。
- （4）物品の修理については、指定管理者が負担するものとし、市有物品のうち備品の更新に係る経費については、市と指定管理者で協議することとします。
- （5）指定期間終了に際し、指定管理者が購入又は調達した物品については、指定管理者が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとし、市と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して引き継ぐことができるものとし、ます。

第2 申請手続

1. 応募資格

指定期間中、安全かつ円滑に施設の管理運営ができる、市内に事務所を有する法人その他団体であれば、法人格の有無は問いません。ただし、グループ申請の場合は、グループを代表する法人その他の団体が市内に事務所を有していれば応募できます。

また、次の項目に一つでも該当する団体は応募できません。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- （2）名張市が行う建設工事等の請負又は物品・役務の購入・提供、若しくは製造の請負の指名停止措置を受けている法人
- （3）税（国税及び地方税）を滞納している者
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更正又は再生手続を開始している者

- (5) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本市又は本市以外の地方公共団体に
おいて、指定管理者の指定の取消しを受けたことがある者（ただし、本市が出資している
法人又は公共団体若しくは公共的団体である場合は、別途協議を行うものとします。）
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第
2条第2号に規定する暴力団をいいます。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構
成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過し
ない者の統制の下にある法人その他団体
- (7) 市議会議員、市長、副市長、教育委員会委員、監査委員が、無限責任社員、取締役、執
行役、監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人である団体（本市が出資し
ている法人又は公共団体若しくは公共的団体を除きます。）

2. グループ申請

グループで申請する場合は、グループを代表する法人等を定めてください。

また、グループの構成団体は別のグループの構成団体となり、又は単独で申請することは
できません。

3. 提出書類

指定管理者の申請に当たっては、次に掲げる全ての書類を提出してください。

- (1) 公の施設指定管理者指定申請書（別紙様式第1号）
- (2) 名張市青少年センターに関する事業計画書（別紙様式第2号）及び名張市青少年センタ
ーの管理に関する業務の収支予算書（別紙様式第3号）※指定期間に係るもの全て
- (3) グループ応募構成書（別紙様式4）※グループ申請の場合
- (4) 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- (5) 法人にあっては、法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（提出日前3月以内に作成され
たものに限りします。）
- (6) 法人以外の団体にあっては、その役員の役職名、氏名及び住所を明記した書類及びその
代表者の住民票
- (7) 法人等の概要書、営業経歴書その他活動内容及び沿革を明らかにする書面
- (8) 財務諸表を作成している法人等にあっては、直近2事業年度に係る貸借対照表及び損益
計算書の写し
- (9) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者
は除きます。）
- (10) センターを管理運営するのに必要な資格を証する書類（防火管理者、警備業法等）
- (11) 法人の場合又は法人と同様の納税義務を負う団体の場合、名張市税（同市税が課税され
ていない団体で市外に主たる事務所又は事業所を有するものにあっては、主たる事務所又
は事業所の所在地の市町村税）の完納証明書、法人税並びに消費税及び地方消費税の納税
証明書（直近1年分）
- (12) 上記(11)以外の団体の場合、代表者の名張市税（同市税が課されていない者で市外に住
所を有する者にあっては、その住所地の市町村税）の完納証明書、申告所得税並びに消費
税及び地方消費税の納税証明書（直近1年分）
- (13) グループ申請する場合、その構成団体についても上記（4）から（9）及び（11）（12）
の書類を提出すること。

※留意事項

- ① 提出部数は、正本（片面刷）1部及び副本（コピー可、両面刷）8部とし、下部中央
にページ番号を記入してください。
- ② 応募1団体につき、事業計画書等の提出は1組で、複数の提案はできません。
- ③ 提出書類は、やむを得ない場合を除き、原則として日本産業規格A列4番とし、ホッ
チキス、とじ紐などにより、とじて提出してください。
- ④ 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。
- ⑤ 提出された内容を変更することはできません。
- ⑥ 申請に要する費用は、全て申請者の負担とし、提出された書類は返却できません。

- ⑦ 提出書類は、必要に応じ複写することがあります。（使用は市庁内及び選定委員会においての検討に限ります。）
- ⑧ 提出書類は、市の公文書となり、情報公開の請求により開示することがあります。

4. 公募に関するスケジュール等

(1) 指定管理者募集要項等の配布

次のとおり配布します。

- ア 配布期間 令和7年8月28日（木）から令和7年9月12日（金）まで
（ただし、土曜日及び日曜日を除きます。）
 - イ 配布時間 午前9時00分から午後4時30分まで
 - ウ 配布場所 名張市鴻之台1番町1番地
名張市教育委員会 文化生涯学習室 事務室
- また、次の名張市ホームページからもダウンロードすることができます。
<http://www.city.nabari.lg.jp/>

(2) 管理仕様書及び設計図書の閲覧

センターに係る管理の仕様及び建物の設計図書は、次により閲覧を行います。

- ア 閲覧期間 令和7年8月28日（木）から令和7年9月12日（金）まで
（ただし、土曜日及び日曜日を除きます。）
- イ 閲覧時間 午前9時00分から午後4時30分まで
- ウ 閲覧場所 名張市鴻之台1番町1番地
名張市教育委員会 文化生涯学習室 事務室

(3) 現地説明会の実施

次の日程により現地説明会を行います。

- ア 実施日時 令和7年9月2日（火）午後2時から
- イ 実施場所 名張市松崎町1325番地1 名張市青少年センター
- ウ 参加方法 令和7年9月1日（月）までに、配布資料[現地説明会出席報告書（別紙様式5）]を本要項末尾に記載した問合せ先へ提出してください。（FAXまたはEメール）
※送信後、必ず担当者に確認の電話を入れてください。

(4) 公募に対する質問

- ア 受付期間 令和7年9月2日（火）から令和7年9月9日（火）まで
（ただし、土曜日及び日曜日を除きます。）
- イ 受付時間 午前9時00分から午後4時30分まで
- ウ 質問方法 「質問書（別紙様式6）」により、FAX 又は Eメールのいずれかで受け付けます。 ※送信後、必ず担当者に確認の電話を入れてください。
- エ 回答方法 全質問に対する回答は、令和7年9月11日（木）に名張市ホームページで公開します。

(5) 申請書類の提出

- ア 受付期間 令和7年9月16日（火）から令和7年9月29日（月）まで
（ただし、土曜日及び日曜日を除きます。）
- イ 受付時間 午前9時00分から午後4時30分まで
- ウ 受付場所 名張市鴻之台1番町1番地
名張市教育委員会 文化生涯学習室 事務室
- エ 提出方法 受付場所に持参

第3 選定

1. 指定管理者の候補者を選定するための審査

名張市指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）において、申請書類の他に、申請者のプレゼンテーションによる審査を次の日程で行います。

申請書類の提出締切後、時間、場所、実施方法等の詳細については、申請者に対し、別に通知します。

開催期日 令和7年10月10日（金）

また、プレゼンテーションではパソコン等の使用も可能とします。プロジェクター及びスクリーンは市で用意しますが、パソコンは申請者で用意してください。

2. 選定方法

選定委員会において、「6. 審査基準」に基づき、申請書類とプレゼンテーションを総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定します。

なお、応募申請者多数の場合、書類審査を行い、その結果、プレゼンテーション審査に進めない場合があります。

3. 選定結果の通知等

選定結果は、選定委員会終了後、速やかに郵便にて申請者全員に通知します。

4. 選定結果の公開

選定委員会の審査結果は、申請者の名称、得点等とともに、名張市ホームページにより公開します。

なお、正式に指定管理者として指定されるまでの間に、候補者に事故があるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがあります。

5. 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

- （1）申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- （2）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- （3）申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- （4）虚偽の内容が記載されているもの
- （5）その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

6. 審査基準

- （1）指定管理者の選定は、選定委員会において、手続条例第4条に定める次の基準に基づき、各委員がそれぞれ審査し、過半数の委員から最高得点を得た申請者を指定管理候補者として選定します。

審 査 基 準 及 び 審 査 の 観 点		配点
1. 平等利用の確保及びサービスの向上		100
（1）利用者の平等な利用の確保が図れているか。		
（2）障害者・高齢者への配慮		
（3）サービスを向上する具体的な方策があるか。（利用時間の延長など）		
2. 施設の効用の最大限の発揮		260
（1）団体の理念について		
（2）施設の現状に対する考え方及び将来展望（施設の設置目的の理解）		
（3）管理運営を行うに当たっての実施方針について（公演・芸術に通じた具体案）		
（4）施設の効用の最大限の発揮（利用促進や利用者増への取組等）		

3.	施設の適切な維持管理及び管理に係る経費の縮減	390
	(1) 指定管理に係る経費の設定額は妥当か。	
	(2) 施設の維持管理能力を有しているか。	
	(3) 経費縮減に向けて、老朽化する施設の効果的な運用と経営効率を高めるための具体的な方策はあるか。また、その実現性はどうか。	
4.	施設の管理を的確に行う人的構成及び財産的基礎	200
	(1) 管理運営に適した人的能力を有しているか。	
	(2) 申請者の安定性や信頼性はあるか。	
	(3) 類似施設（一般市民が利用する施設）又は公の施設の管理運営に実績があるか。	
5.	その他	50
	(1) 環境への配慮はされているか。	
	(2) 安全管理に対する対応は適切か。	
	(3) その他アピールする点	
合 計		1,000

※ 3者以上の申請者があり、第1順位候補者との協議が成立しない場合は、第2順位候補者を第1順位候補者として協議することがあります。

※ 申請者が1団体であった場合は、選定委員会で協議し、委員の過半数の賛成を得たときは指定管理者の候補者として選定します。

(2) (1) の該当がない場合

(1) により過半数の委員から最高得点を得た申請者がいなかった場合は、最高位を獲得した数の上位2者について、どちらを候補者とするか選定委員会で協議し、委員の過半数の賛成を得たものを指定管理者の候補者とします。

7. 再募集又は再選定

次の場合は、再募集又は再選定を行う場合があります。

(1) 申請がなかった場合

(2) 申請があったものの、いずれも適切な提案ではなく、候補者が選定できない場合

(3) 選定の結果を通知した後、次の事情で指定管理者に指定できない場合

ア 議会において指定議案が否決されたとき。

イ 指定管理者（候補者）が倒産、解散等の状態になり、団体としての能力や存在をなくしたとき。

ウ 申請資格の欠如が判明したとき。

エ 指定管理者（候補者）が「5. 無効又は失格」に該当したとき。

オ 第1順位候補者との協議が成立しなかったとき。

第4 指定及び協定

1. 指定管理者の指定

指定は、名張市議会において、指定議案及び予算議案の両方が議決された後で行います。

2. 協定書の締結

申請時に提出された事業計画書の内容を踏まえ、センターの管理運営や事業に関する細目的な事項や管理に要する経費等を指定管理者と協議し、協定を締結します。

また、協定の締結は、選定委員会での選定後に仮協定を行い、管理を開始する令和8年4月1日に本協定を行う予定です。

○協定記載事項

- ① 指定期間に関する事項
- ② 事業内容に関する事項
- ③ 事業計画に関する事項
- ④ 利用料金に関する事項
- ⑤ 事業報告に関する事項
- ⑥ 本市が支払うべき管理費用に関する事項
- ⑦ 管理運営業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ⑧ 指定の取消及び管理運営業務の停止に関する事項
- ⑨ その他市長が必要と認める事項

○その他

- ① 管理運営業務の条件や内容を変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、協議の上、変更協定を行う場合があります。
- ② 現在、株式会社アドバンスコープと令和8年3月31日までネーミングライツ(命名権)の契約を締結しているため、施設名称を通常＜a d s ホール＞として使用しています。また、令和7年度内には、令和8年4月1日からの名張市青少年センターのネーミングライツ(命名権)の募集を行う予定です。

第5 その他

1. 配布資料・様式

- (1) 名張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- (2) 名張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
- (3) 名張市青少年センターの設置及び管理に関する条例
- (4) 名張市青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則
- (5) 公の施設指定管理者指定申請書(別紙様式第1号)
- (6) 名張市青少年センターに関する事業計画書(別紙様式第2号)
- (7) 名張市青少年センターの管理に関する業務の収支予算書(別紙様式第3号)
- (8) グループ応募構成書(別紙様式4)
- (9) 現地説明会出席報告書(別紙様式5)
- (10) 質問書(別紙様式6)

2. 問合せ先

名張市教育委員会 文化生涯学習室 担当 山口、松本、松下

電話 0595-63-7892

FAX 0595-63-9848

E-mail: syougaiaku@nabari.city.lg.jp